

人が減退した結果、翌十二年の春には相当の好景気を告げるに至つた。毎年の財界は何にしても、其の米作豊凶の問題が関係して居るのである。

五

大正十二年九月東京横浜を中心とした関東の震災は歴史上の大事件であり、其の経済上受けた損害は可成り大きなもので、實に国家の不祥事であつた。或る人は其の損害百億であると謂い、或る人は五十億であると見積つて居る。其の見積の方法は其の計算の立場に依つても異なるのであるが、財産を失つたことより見れば、大体五六十億の見当であろう。然し茲に注意しなければならないのは、此の五十億と謂う損害額の中には、直接吾々の經濟生活と余り交渉のない物、例えば書画骨董品とか、宝石金銀の装飾品とか、色々の高価な貴重品の価格も此の中に含まれているものであつて、此の点から觀察し、吾人に直接密接な經濟關係のある、材木とか米綿とか、砂糖とか、肥料とか、家具とか、此等の実損のみを中心として考えるときは、其の被つた実損害額即ち資本を失つた点から看れば、或は二十億円足らずのものであるかも知れない。仮に之を前述の如き意味で十五億円であるとすると、丁度米の凶作の年が三四年続いた事となるのである。即ち凶作年収五千萬石と豐作年収六千万石との差千万石其の米価四十円とすれば、三年間に失うものは十二億円であつて、此の点から考えると凶作が三年続いたものと諦めて、爰に國民が奮起すれば、必ずしも我国の前途は震害の為めに悲觀すべきではないのである。過去に於ても凶作の二三年続いた例はある。物は考え様で、要は國民の決心と勇氣の問題である。

洋一体の購買力が増すから、日本から此等の国に輸出せらるる物も高くなる、又我国の農家は、大正七年頃迄は、正米一石は豆粕十二枚八分から十三枚と、同値段の標準を定めて居たが、近年では諸掛りが高くなつたので、正米一石と豆粕十五枚から十六枚の間と見当を付けて居る様な次第であるから、銀が高くて、豆粕が高ければ、米も亦高いと云う風に、我国の物価の上に、銀の及ぼす影響は非常に大きいのである。

次に米価の問題であるが、從来我国では、米が高ければ、諸物価が高いと謂う事は、度々古老達から聞かされて來た事である。然し此事は余りに当然な事で、ともすると忘れ勝ちな事である。丁度日光や、空氣の人生に必要な事は、余りよく分かり過ぎて居るので、却つて之れを忘れたり、閑却したりするのと同様で、米価が我国の物価に影響する処は昔も今も変りがないにも拘わらず、往々閑却せらるるのである。

我国の労銀は昔から一日米何升と定まつて居つた。此の因襲が性をなして、米が高ければ労銀が昂がるのである。然し米価が下がつても其の割合に労銀が下がらないのは、我国には労銀の特殊な事情があるからで、労銀が大なる原因をなし居る物価の指數も、英米と日本と並行して行かぬ所以である。而して労銀が如何に物価を左右するかは、茲に暇々を要しない。又米価が労銀を支配する事も釈迦に説法と同様であるけれど、茲に一適例を挙げんに、上海で紡績をするに一桶の生産費は三十円に過ぎぬ。然るに日本では四十五円位掛ると云う。此の差違は丁度上海と日本との米価の差違と正比例するのを考えても明らかである。斯くの如き次第であるから、日本の物価指數が英米のそれに比して高いから、下げねばならぬと云う事は無理な注文である。

六

大正九年以來三年間の我經濟界は、物価調節と謂う問題に没頭せられて居つたのである。恰も朝晩の出会い頭の寒暖の挨拶と同じ様に各人の話題に上つた所のもので、此の問題は各方面に研究せられ、又或る時は伝家の宝刀として取扱われ、居乍らに倉から時々に取出されるにも拘わらず四年経つた今日、尚我国の物価は、英米の物価指數と比較して、尚高価であつて、物価引下の問題は今尚盛に朝野の間に論議せられて居るのである。

然しながら、茲に吾人が注意しなければならないのは、本来東洋殊に日本の物価は英米のそれと趣を異にし、米価と銀の値段によつて左右せらるるものである。詳言すれば英米の物価指數を作成するに當たつて、其之を形成する主なる物は、小麦、綿花、鉄、砂糖、羊毛及び等から製造したもの例えば羅紗類の如きものである。故に日本に於ても、此等英米の物価指數を形成する分子の物価のみで、指數を作つて見れば、英米と等しい指數が出るのである。然るに實際上我国の物価指數が英米のそれと共に高低しないのは、之と異る事情があるのであって、即ち日本の物価指數は之を左右する三個の要素が働いて居る。即ち其の三つの要素と謂うのは（一）は英米の物価指數と並行すべき分子、（二）は米価、（三）は銀価である。であるから、英米の物価指數を以つて日本の物価指數を評せんとするのは、三角塔の一面のみを直視して、他の二面を視る事を閑却した議論である。之を極簡単な例に求めると、仮に銀相場が高くなると、支那から出る大豆が高くなるから、豆粕が高くなる。従つて醤油も、味噌も、油も、天プラも、印度、南洋方面から来る原料食糧品等も高くなる。又銀が高くなれば支那、滿州、南

惟うに日本に於ては米価が騰貴すれば縱令凶作の年柄であつても農民の懷中が暖かくなり、購買力が増加するから、諸物価が騰貴し、従つて貿易上にも影響し、忽ち輸入大超過の勢を示し、通貨の缺乏、従つて金利の暴騰相次いで起り經濟上の混乱を來たし、國民の生活を脅威するに至る。之に反し米価が低落すれば、縱令何程の豊作なりと謂うも、農民の収入減却し、購買力衰耗し、諸工業の衰頽を來たし、失業者を出だすべき恐れがあるのである。故に米価を適度に調節する事は、誠に國政上の一大要件であろうと信ずる。

顧みるに、大正十一年の如き、我国未曾有の大豊作であつて、此の当時農民は米価の低落に苦しんだのである。斯かる場合に於て、政府が物価並に食糧政策を解決する為めに相当の現米を買收し、之を東京並に大阪に貯蔵したならば或は相當の救濟が出来たであろうと思うのである。若し斯かる際政府が万石を排して米穀の買上を実行し、東京に二百万石、大阪に百万石を貯蔵し、年々之を新米と買換え、永久に之を保有するの策を取つたならば、物価問題の半分と、食糧問題の全般とを解決し得たであろうと思う。而して若し此の際後に到つて米価が騰貴し、國民の生活を脅威する様な事があつた時は、即ち此の貯蔵米を払下げ、以つて市場を緩和して、米価に伴う物価の暴騰を防ぎ、其の後複々米価が低落し、農民を苦しめ、經濟市場を衰靡せしめんとする様な場合には、再び市場の在米を買上げ、米価を適当に維持する

ようにし、即ち斯くの如くにして、伸縮自在の妙用を發揮する事は、邦家のために、特に必要欠くべからざる事と思われるのである。

七

或る論者は「我が國に於ては從来久しい歴史の流れに沿うて、米と謂うものが常に其の経済社会の中心的勢力を成し、米と諸物価とは、常に或る程度の因果関係を有し、又同時に離れる事の出来ないものであるから、経済社会の調節方法として現在の正貨準備に換えるに、米を以つてすべし」と謂う者がある。此の議論は一見頗る突飛なようであるけれども、我が國の如き、米と物価との関係の至つて深い経済組織の國に於ては、必ずしも一笑に附し去るべきものではないかも知れない。経済学の學理は別として、我が國の如き国情に於ては其の實際上の効果を認め得る上から考えて、兎に角、一定量の貯蔵米を設ける事は必要な事であろうと思う。

八

以上米なるものに就て、我国の経済社会との関係を述べたのであるが、米の凶作が如何なる影響を我経済社会に及ぼすかと謂う事を少しく論じて、此の節を終りたいと思う。

若し今年の秋が凶作であつたら、何うなるかと云うに、それは前述の如く当然米価が昂がるであろう。而して此の際政府が何時ものように、商取引に干渉して米商を検挙し、又は暴利取締令を実行した所で、それは、自然の大勢を如何ともすることは出来ず、真の解決には到着しないであろう。故に斯かる糊塗的手段に依らず、寧ろ平常から政府が、大阪と東京とに、一二三百万石の米を貯蔵し、万一凶作で米価が暴

騰した場合には、此の貯蔵米に依つて之を救済するの外はないのである。若し斯くすれば、食糧の調節が出来て居るから從來の凶作の時のよう、米価の騰貴するが如き事も少く從て、米価が無暗に騰貴しなければ、購買力も何時ものように激増する事が無く、輸入超過も左程大した額に達する事は無いであろう。故に予め玄米を買上げ、凶作に處する用意を為すと共に、其の上尚絶対に輸入超過を防止する方策を講じ、之が対策を決定して置かねば、決して安心は出来ないのである。而して此の方法に付ては種々の事が考え得られるのであるが、其の根本方法としては金の輸出を絶対に禁止する事に在るので、此の点は既に我国に於て認められて居るから先ず安心である。

然しながら、此の金の輸出禁止以外に、尚時々政府が在外正貨を為替銀行に売下げる事があるから、之をも禁止しないと、結局完全に金の輸出禁止は出来ないわけである。故に私は若し今年の秋が凶作であったならば、仮令如何なる凶作があつても、輸入超過は之を根絶する事が出来るから、大過なくして終る事が出来るであろう。

若し今年の秋が凶作であつたとすれば、それは我国の経済社会に投げる大きな暗い影である。私は其の際に當つて白鳳の出でるよりも、一人の伯樂の出で来る事を冀望して止まないのである。

L

『臺銀』タイギン

—臺灣銀行發展小史—

財界の新聞社編

「帝人事件の眞相」より

昭和十年二月

株価 最高九十四円、最低八十円（九年上期中）

株主数 三、八四七名

重役 頭取——副頭取吉田勉、理事荒木正太郎、理事近藤清三、監査役子爵曾我祐邦、常務監査役井上徳太郎、監査役柳悦耳

歴代頭取 添田壽一——柳生一義——櫻井鐵太郎——中川小十郎
——森廣藏——島田茂

大株主 内蔵頭七、五六六株、大蔵大臣一、五〇〇株、臺灣商工銀行四、六一〇株、貝塚榮之助一、八七五株、臺灣貯蓄一、三二七株、亀田利三郎二、〇〇〇株、横浜市長一、六〇二株、寺田合名一、六〇〇株
△支店、基隆、新竹、彰化、嘉義、台南、高雄、宜蘭、淡水、桃園、南投、屏東、台東、花蓮港、澎湖島、東京、神戸、大阪、横浜、上海、福州、廈門、沙頭、廣東、香港、新嘉坡、スマラバヤ、スマラン、パタバヤ、孟買、
倫敦、△出張所、紐約

三（保証準備）

預金、貸金 △預金一〇一、四七二千円内、日銀預金二、七一七千円、

定期預金四六、〇七五千円、当座預金一四、一七二千円、

特別当座預金三一、七五五千円、通知預金四、〇六〇千円、

別役預金二、六九四千円、△貸出金六四、五〇六千円内、
貸付金五九、四五九千円、当座貸越四、三四七千円、コ

ルローン七〇〇千円、△手形割引九八、三一九千円、内、
割引手形、八七、〇九二千円、荷付為替手形一一、一二七

設立の理由

配当率

昭和八年上期三分、同下期三分、昭和九年上期三分

の趣旨が委曲を尽している。即ち、

當行は表記の様に明治三十二年資本金五百万円を以つて創立されたものである。この設立の目的は（一）領台後の台湾經濟の開發、兼ねて南支、南洋地方との貿易金融と（二）台湾の經濟的獨立と（三）島内幣制の整理に資する為であった。この点筆者がくどくど説明しなくとも明治三十三年三月法律第三十八号を以つて公布された臺灣銀行法